

デマンド交通「チョイソコかりや」本格運行について

■協議の概要

令和 8 年 1 0 月からの本格運行にあたり、国へ提出する資料（チョイソコかりや運行計画）について、刈谷市都市交通協議会の承認を得るもの。

チョイソコかりや運行計画（本格運行：令和 8 年 1 0 月～）

（１）運行の目的

- ①地域内交通として、市民の生活に必要な移動手段の確保
- ②高齢者等の外出促進による健康増進や交流とにぎわいの創出

（２）運行形態

道路運送法第 4 条に基づく一般乗合旅客自動車運送

※利用者からの事前予約で運行区域内の停留所から停留所までを運行するデマンド型の区域運行方式

（３）運行区域及び運送の区間

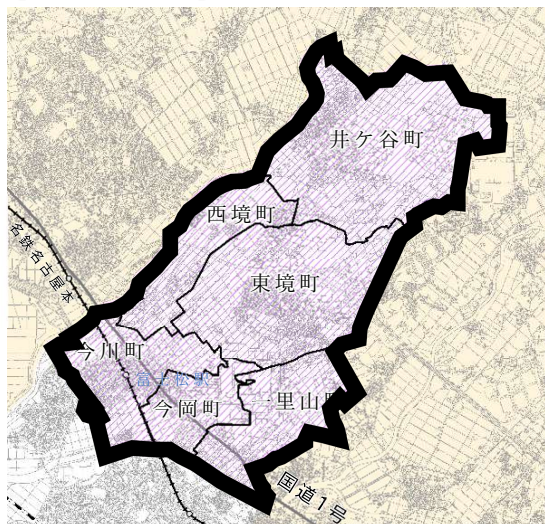
（運行区域）

井ヶ谷町、東境町、西境町、今川町、今岡町、一里山町の乗降地点間

（運行の区間）

上記運行区域内に設けた停留所間

【運行区域図】



(4) 実施体制

刈谷市（事業管理者）、株式会社アイシン（運営事業者）及び大興タクシー株式会社（運行事業者）の三者にて協定を結び事業を実施していく。

(5) 利用対象・会員条件

利用対象は、チョイソコかりや会員登録申込書を株式会社アイシンへ提出し、利用開始の連絡を受けた者（以下「会員」という。）及びその介助者または同行者とする。

なお、会員条件は次の①②③の全ての条件を満たす者とする。

①小学生以上の刈谷市民であり、上記運行区域に在住する者

②自分で、又は保護者もしくは介助者の補助により、コールセンターへの連絡又はインターネットによる申込みができる者

③自分で、又は保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動及び車両への乗降ができる者。

※介助者の同行により乗降できる場合は車いす利用者でも利用可、ただし車いすが収納できる場合に限る。

※車いすによる直接の乗降は不可。

※小学生、中学生については、保護者の同意のもと会員登録を行うものとする。

※小学生の利用については、保護者が利用予約を行うことを基本とする。

※市は必要に応じて住民情報等をもとに会員条件の確認を行うものとする。

(6) 停留所

乗降場所として、下記のとおり停留所を設置する。なお、移動は停留所間の移動のみを可能とし、停留所以外での乗降はできないものとする。

① 住宅地停留所

運行区域内の任意の場所に設置する停留所で、利便性や安全性などを考慮し、地域住民と意見交換した上で設置する停留所。

②事業者停留所

運行区域内にあるスポンサーとして協賛する事業者（店舗、病院、企業など）の施設に設置する停留所。

③公共施設等停留所

公共施設等に設置する停留所。

(7) 運行車両

① 10人乗りハイエース1台

全長 5,380 mm、全幅 1,880 mm、全高 2,285 mm

運転手1人、乗客8人

② 7人乗りノア1台

全長 4,695 mm、全幅 1,730 mm、全高 1,895 mm

運転手1人、乗客5人

※車両の定期点検や事故・故障時等に備え、運行事業者において予備車両を用意するものとする。

※運行区域の狭あい道路を運行するため、11人乗り未満の車両を使用する。

(8) 運行日・時間

平日午前8時30分から午後5時30分まで（午後5時30分までの降車を対象）

※運行日は下記を除く

① 土曜日及び日曜日

② 祝日

③ 天候条件や災害など安全な運行に支障がある日

④ 年末年始（12/29～1/3）等、運行事業者が別に定めた日

(9) 運賃

対 象	運 賃	備 考
一般（中学生以上75歳未満）	300円	
75歳以上	200円	
小学生、障害者	200円	

※運賃は定額とし、乗車時に現金、クレジットカード、交通系IC、電子マネー、QRコード決済により当該運賃を支払うものとする。

※障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

※未就学児の運賃は、無料とする。